

神奈川県

『失語症者向け意思疎通支援者』派遣事業 —ご利用案内—

失語症のある方のコミュニケーションを支援する者を派遣します。

神奈川県在住・失語症により意思疎通を図ることが
困難な方

外出同行支援

電車、バス…

会、会議…



銀行、郵便局、
市役所…



病院…

買い物、
娯楽施設…

◎会話のやりとり、
言葉の理解などを援助します

失語症友の会・ 会話サロンなどへの 派遣



参加者の発言のお手伝い、
内容理解の援助など

＜申込方法＞

派遣申請書に必要な事項を記入の上、下記の宛先に申し込んでください。

(初回派遣申請希望の方は失語症者登録申請書を事前にご提出ください。)

◆郵送先

〒216-8511

神奈川県川崎市宮前区菅生2-26-1

聖マリアンナ医科大学病院

リハビリテーションセンター

言語聴覚士 朽本しのぶ 宛

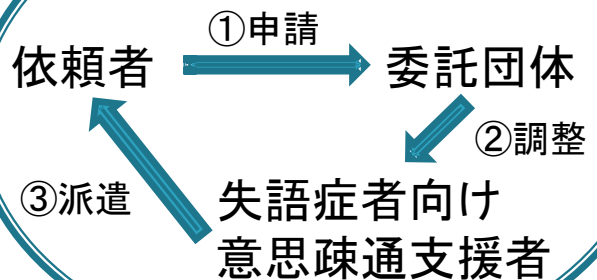
◆メールの場合

ishisotsuu@kanagawa-slht.org

＜利用料＞無料

※同行支援中の交通費などは意思疎通支援者の分も含めて申請者負担となります。利用希望日の3週間前までにお申込みください。

派遣の流れ



【失語症者登録申請書(初回時)・派遣申請書取り寄せ先】

失語症者向け意思疎通支援事業ワーキンググループ

・メール: ishisotsuu@kanagawa-slht.org 件名に「派遣希望」と記載して下さい。

・神奈川県言語聴覚士会ホームページ(<https://kanagawa-slht.org>)

「失語症者向け意思疎通支援事業」よりダウンロードしてください。

【相談・問い合わせ先】 ishisotsuu@kanagawa-slht.org



『神奈川県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業』のご利用を ご検討中の皆様へ

神奈川県言語聴覚士会

神奈川県言語聴覚士会は、神奈川県からの委託を受け、失語症により意思疎通を図ることが困難な方への外出の同行や公共交通機関利用時の援助、各種会合でのコミュニケーションの援助を行う「失語症者向け意思疎通支援者」を派遣する事業を実施します。

事業の内容は以下の通りとなりますので、ご不明な点がございましたら下欄連絡先までご連絡ください。



どのような人が対象となるのでしょうか？

神奈川県内に居住し、失語症により意思疎通を図ることが困難な方が対象となります（構音障害など失語症以外の言語障害は対象となりません）。

どのようなときに派遣してもらえるのでしょうか？

以下のいずれかに該当する場合には、派遣対象となります。

- 1) 失語症友の会やサロンなど、失語症者のために行われる団体活動や催し物への参加
- 2) 買い物、通院、行政窓口での各種手続き
- 3) 余暇活動や研修など、社会参加を促進するために必要と認められる場合

なお、お申込みいただいた後にコーディネーターが詳細を伺ったうえで派遣の可否を決定致しますので、ご希望に沿えない可能性もありますことをご承知おきください。

料金はどのくらいかかるのでしょうか？

無料です。但し、待ち合わせ場所から目的地までの交通費や施設利用料、参加費など失語症者向け意思疎通支援者に必要な経費は、ご利用される失語症者のご負担となります。

利用したいとき、どのように申請すればよいのでしょうか？

- ① まず、「失語症者登録申請書」を提出して登録をしてください。
 - ② 次に「失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書」に必要事項をご記入のうえ、派遣当日の3週間前までに、お申込みください。
- 書式は、神奈川県言語聴覚士会のホームページ (<https://kanagawa-slht.org>) の失語症者向け意思疎通支援者派遣事業のページからダウンロードできます。
又は、下記 E メールにお問い合わせください。
- 提出・お申込み先
(E メール) ishisotsuu@kanagawa-slht.org 件名に「派遣」とご記入ください。
(郵送) 〒216-8511 神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1
聖マリアンナ医科大学病院 リハビリテーションセンター
言語聴覚士 朽本しのぶ 宛